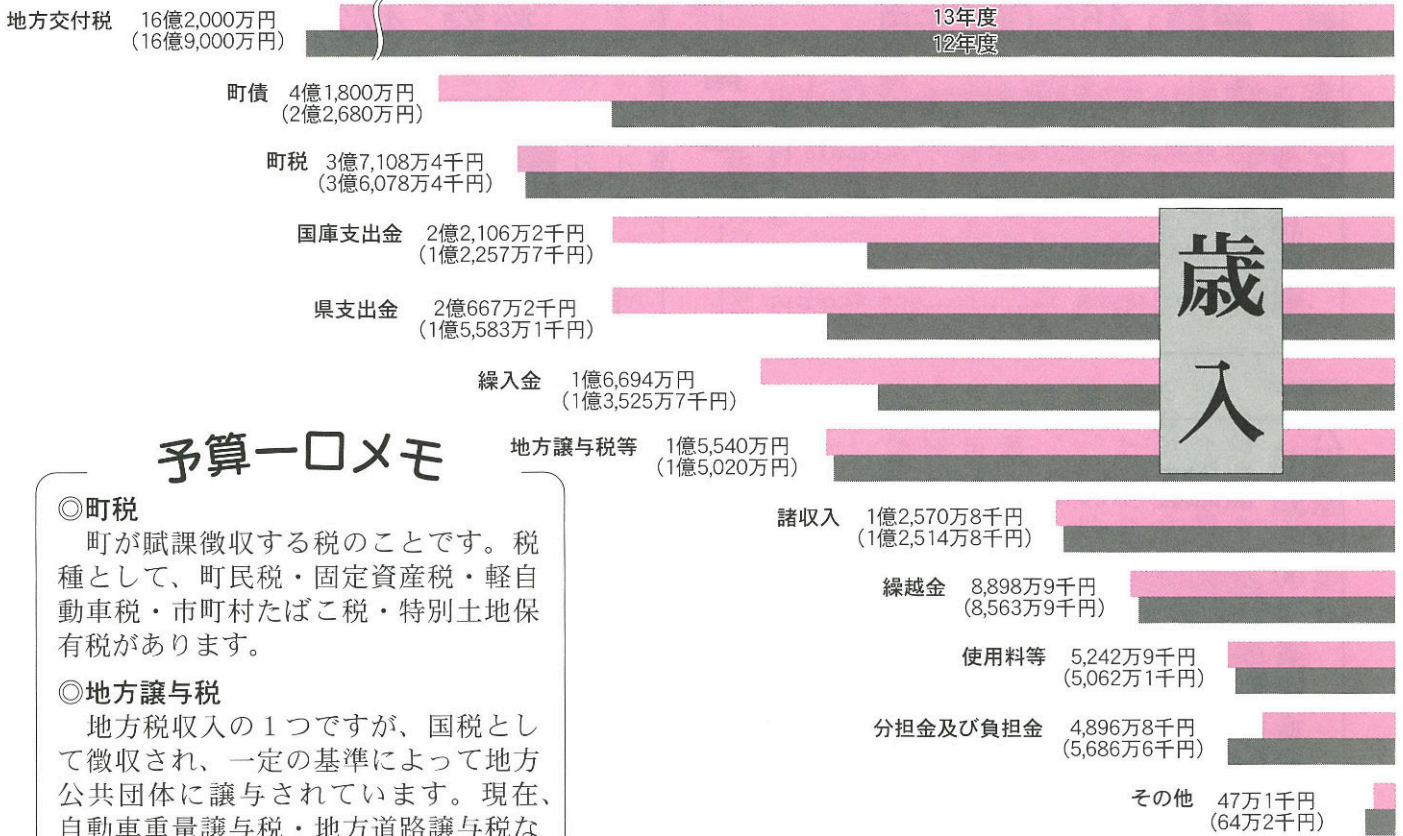


平成13年度

活力とうるおいのある
まちづくり

予 算



予算一口メモ

◎町税

町が賦課徴収する税のことです。税種として、町民税・固定資産税・軽自動車税・市町村たばこ税・特別土地保有税があります。

◎地方譲与税

地方税収入の1つですが、国税として徴収され、一定の基準によって地方公共団体に譲与されています。現在、自動車重量譲与税・地方道路譲与税などがあります。

◎繰越金

町の決算上の余剰金が生じたときに翌年度の財源として繰越すものをいいます。予算以上に歳入があった場合や、経費を節約して予定額以下で事業を執行した場合に生じてきます。

◎繰入金

一般会計、他の特別会計及び基金の間において、相互に資金運用をすることです。一般会計においては、基金からの繰入、特別会計においては、一般会計からの繰入が主なものです。

◎公債費

現在未償還の公債について、元金、利子、それに一時借入金利子などの償還金を計上するものです。償還先として、財務省、総務省、山口銀行などがあります。

社セクターには在宅介護支援センター、社会福祉協議会等を配し、お年寄りの方の生活の杖として機動的な運営を目指すことと致しております。

次に、上城住宅建替事業につきましては、本年八月末には鉄筋コンクリート造、三階建、十戸の近代的な住宅として生まれ変わる運びとなっております。

南部地区集落排水事業でございますが、いよいよ最終年度を迎えることとなり、今月より一部地域について供用を開始することとし、快適な居住空間及び公共用水域の浄化がはかれるものと存じております。本年度は残る北部地区の実施に向けて諸準備を整えることと致しており、当該事業の円滑な推進のために、関係地区皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます。

また、高度情報化社会の到来に伴い情報基盤の整備に着手すべく、本年度に具体的な実施設計を行うこととしており、町民皆様方も二十一世紀の社会に対応できるよう、自主的かつ積極的に情報技術の洗礼を受けていただきますようお願い申し上げます。

以上、紙面の制約により、ごく特記事柄のみに留めざるを得ませんが、本年度も何卒変わらぬご支援ご高配をよろしくお願い申し上げます。